

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第57号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(整備基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(特定施設)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 別表第1の1の項の(20)から<u>(23)</u>まで及び(26)に掲げる建築物のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(7) 別表第1の1の項の(24)に掲げる建築物のうち、用途面積が3,000平方メートル以上のもの</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>第17条 略</p> <p><u>(書面の電子情報処理組織による提出)</u></p> <p><u>第18条 第10条の規定による届出又は第11条の規定による報告については、当該届出又は当該報告に係る書面の提出に代えて、電子情報処理組織（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して提出することができる。</u></p>	<p>(整備基準)</p> <p>第4条 条例第9条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該整備基準に適合させる場合と同等以上に公共的施設を障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用することができることと知事が認める場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、事業者の負担の程度その他やむを得ない理由により当該整備基準によることが困難であると知事が認める場合にあっては、当該整備基準によらないことができる。</p> <p>(特定施設)</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 別表第1の1の項の(20)から<u>(22)</u>まで及び(26)に掲げる建築物のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(7) 別表第1の1の項の<u>(23)及び(24)</u>に掲げる建築物のうち、用途面積が3,000平方メートル以上のもの</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>第17条 略</p>

2 前項の規定により行われた届出又は報告は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

別表第2 (第4条関係)

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 利用円滑化経路	<p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室等（当該公共的施設に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に階段（学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部</p>

別表第2 (第4条関係)

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 利用円滑化経路	<p>(1) アからウまでに掲げる場合には、それぞれアからウまでに定める経路のうち1以上を、障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室等（当該公共的施設に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から当該利用居室等までの経路</p> <p>(2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に階段（学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等</p>

分にあるものを除く。)又は段を設けないこと。ただし、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)若しくはエレベーターその他の昇降機を併設する場合又は用途面積2,000平方メートル未満の建築物であつて上下階をつなぐ階段に人的補助等の手段が講じられている場合は、この限りでない。

イ～エ 略

オ 当該利用円滑化経路を構成するエレベーター(カに定めるものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること(用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。)に限る。)

(ア)～(キ) 略

(ク) かごの有効幅は、140センチメートル以上とすること。

(ケ)～(サ) 略

(シ) 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(ア)から(サ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

a 略

b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに

の共用部分にあるものを除く。)又は段を設けないこと。ただし、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)若しくは昇降機を併設する場合又は用途面積2,000平方メートル未満の建築物であつて上下階をつなぐ階段に人的補助等の手段が講じられている場合は、この限りでない。

イ～エ 略

オ 当該利用円滑化経路を構成する昇降機(カに定めるものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること(用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。)に限る。)

(ア)～(キ) 略

(ク) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

(ケ)～(サ) 略

(シ) 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、(ア)から(サ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、昇降機及び昇降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

a 略

b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに

限る。)は、13の項の(4)に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。

c 略  
カ 略

(ア) 略

a 略

b かごの有効幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。

c 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの有効幅及び奥行きが十分に確保されていること。

(イ) 略

キ 略

(3) 略

2 廊下等

(1) 略

(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等(視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別で

限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。

c 略

カ 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機(以下「車いす使用者用特殊構造昇降機」という。)は、次に定める構造であること。

(ア) エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。

a 略

b かごの床面積は、0.84平方メートル以上とすること。

c 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積が十分に確保されていること。

(イ) 略

キ 略

(3) 略

2 廊下等

(1) 略

(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等(視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。

	<p>きるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合並びに学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にある場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p>
3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段は、次に定める構造(学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にある場合)にあつては、(1)から(5)までに定める構造)とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 回り階段でないこと。ただし、建築物の構造上回り階段でない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいもの</u>とすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>階段の上端に近接する踊場の部分(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)</u>には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 略</p>
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾	<p>多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次</p>

	<p>以下同じ。)を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合並びに学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p>
3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段は、次に定める構造(学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあつては、(1)から(5)までに定める構造)とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>主たる階段は、</u>回り階段でないこと。ただし、建築物の構造上回り階段でない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>踏面の端部の色をけあげの色と明度の差の大きいもの</u>とすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>階段の上端に近接する踊場の部分</u>には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 略</p>
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾	<p>多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次</p>

<p>斜路</p>	<p>に定める構造（学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるもの）<u>にあつては</u>、  (1) から (3) に定める構造) とすること。  (1) ・ (2) 略  (3) <u>傾斜がある部分と当該部分に近接する踊場の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きい色とすること等により識別しやすいもの</u>とすること。  (4) <u>傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分</u>（多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、<u>傾斜がある部分又はその上端に近接する踊場の部分</u>が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。  ア～エ 略</p>
<p>5 便所（共同住宅等の共用部分に設けられるものを除く。）</p>	<p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略  ウ 車いす使用者用便房の出入口又は車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造</u>とすること。  エ・オ 略  カ 次に定める基準に適合する<u>水洗器具</u>が設けられていること。  (ア)～(ウ) 略  キ 略</p> <p>(2) <u>公共的施設の利用者の利用</u>に供する</p>

<p>斜路</p>	<p>に定める構造（学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあつては、(1) から (3) に定める構造) とすること。  (1) ・ (2) 略  (3) <u>傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいもの</u>とすること。  (4) <u>傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分</u>（多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、<u>当該部分が次のいずれかに該当するものである場合には</u>、この限りでない。  ア～エ 略</p>
<p>5 便所（共同住宅等の共用部分に設けられるものを除く。）</p>	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。  ア・イ 略  ウ 車いす使用者用便房の出入口又は車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造</u>とすること。  エ・オ 略  カ 次に定める基準に適合する<u>洗面器</u>が設けられていること。  (ア)～(ウ) 略  キ 略</p> <p>(2) <u>利用者の利用</u>に供する男子用小便器</p>

男子用小便器のある便所を設ける場合においては、当該便所に、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器を1以上設けること。

- (3) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、ホテル等並びに体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。）内には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれ1以上）設けること。

ア～ウ 略

- (4) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場並びに体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。）内には、次に定めるオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）のための設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1

のある便所を設ける場合においては、床置き式で両側に手すりが適切に配置されている小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。

- (3) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、ホテル等、体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。）内には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれ1以上）設けること。

ア～ウ 略

- (4) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル未満のものを除く。）内には、次に定めるオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）のための設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）設け

	<p>以上) 設けること。  ア～ウ 略  エ <u>立位の状態で上半身程度を映すことのできる鏡</u>  オ <u>衣服又は器具を置くことのできる移動台又は洗面カウンターその他これらに類する台</u>  カ アからオまでに掲げる設備のほかオストメイトに対応した設備  キ 略</p>		<p>ること。  ア～ウ 略</p> <p>エ アからウに掲げる設備のほかオストメイトに対応した設備  オ 略</p>
6 浴室	<p>略</p> <p>(1)・(2) 略  (3) 戸を設ける場合においては、<u>自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造</u>とすること。  (4)～(7) 略</p>	6 浴室	<p>児童福祉施設等、公衆浴場及びホテル等の利用者の利用に供する浴室（寝室又は客室の内部に設けられるものを除く。）のうち、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略  (3) 戸を設ける場合においては、<u>車いす使用者が円滑に利用できる構造</u>とすること。  (4)～(7) 略</p>
7 更衣室及びシャワー室	<p>略</p> <p>(1)・(2) 略  (3) 戸を設ける場合においては、<u>自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造</u>とすること。</p>	7 更衣室及びシャワー室	<p>体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の利用者の利用に供する更衣室及びシャワー室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1)・(2) 略  (3) 戸を設ける場合においては、<u>車いす使用者が円滑に利用できる構造</u>とすること。</p>



	(4)～(6) 略
8 客室	<p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 戸を設ける場合においては、<u>自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造</u>とすること。</p> <p>(4) <u>車いす使用者用便房</u>を設けること。ただし、客室の外部にその客室の利用者に供する<u>車いす使用者用便房が設けられた便所</u>を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) <u>浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置され、かつ、車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている浴室</u>を設けること。ただし、客室の外部にその客室の利用者に供する6の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(6) 略</p>
9 客席	<p>集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボートリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を1以上設けること。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
10～12 略	
13 案内設備等	<p>(1) <u>利用円滑化経路を構成する出入口のうち直接地上へ通ずるもの又は道等から当該出入口までの敷地内の通路の付近には、障害者、高齢者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することに</u></p>

	(4)～(6) 略
8 客室	<p>ホテル等の客室のうち、1以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 戸を設ける場合においては、<u>車いす使用者が円滑に利用できる構造</u>とすること。</p> <p>(4) <u>車いす使用者が利用することができる床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房</u>を設けること。ただし、客室の外部にその客室の利用者の利用に供する<u>5の項に定める構造の便所</u>を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) <u>車いす使用者が利用することができる浴槽、手すり等が適切に配置されている浴室</u>を設けること。ただし、客室の外部にその客室の利用者の利用に供する6の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(6) 略</p>
9 客席	<p>集会場等、劇場等並びに体育館、水泳場及びボートリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を1以上設けること。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
10～12 略	
13 案内板等	

より、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させる措置（以下「移動等円滑化の措置」という。）がとられたエレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設（以下「利用施設」という。）又は利用居室等の配置を表示した案内板、公共的施設の利用者を音声その他の方法により誘導する設備その他の設備（以下「案内設備」という。）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 主として自動車の駐車の用に供する施設の場合

イ 利用施設又は利用居室等の配置を容易に視認できる場合

ウ 建築物の内にあり、当該建築物を管理する者等（以下「管理者等」という。）が常時勤務する案内所又は事務室（以下「案内所等」という。）から当該出入口を容易に視認でき、かつ、当該管理者等が公共的施設の利用者を常時誘導することが可能である場合

エ 当該出入口又は当該敷地内の通路の付近に、管理者等が常時勤務する案内所等に通ずるインターホン等の通信設備（以下「通信設備」という。）を設置しており、かつ、当該管理者等が公共的施設の利用者を常時誘導することが可能である場合

(2) 移動等円滑化の措置がとられた利用施設又は利用居室等の付近には、次に定めるところにより、当該利用施設又は利用居室等があることを表示する標識をそれぞれ設けること。

ア 障害者、高齢者等の見やすい位置に

	<p>設けること。</p> <p>イ <u>当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）</u>とすること。</p> <p>(3) <u>建築物又はその敷地に設置する案内板、室名標示、標示板その他これらに類する標示（以下「案内板等」という。）</u>の高さ、文字の大きさ等は、障害者、高齢者等に配慮したものとし、必要に応じて図、記号又は外国語による表示を行うこと。</p> <p>(4) <u>案内板等には、必要に応じて次に掲げる方法により視覚障害者に配慮した設備を設けること。</u></p> <p>ア <u>文字等の浮き彫り</u></p> <p>イ <u>音声による案内</u></p> <p>ウ <u>点字及び前2号に類するもの</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>公共的施設の利用者が使用する通信設備を設ける場合においては、当該通信設備の操作面前方に車いす使用者が接近できる水平スペースを確保すること。</u></p>
14	略
15	<p>敷地内の通路</p> <p>略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする</p>
16	<p>視覚障害者利用円滑化経路</p> <p>(1) <u>道等から案内設備までの経路（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者</u></p>

	<p>(1) <u>案内板及び標示板の高さ、文字の大きさ等は、障害者、高齢者等に配慮したものとし、必要に応じて図、記号又は外国語による表示を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>案内板及び標示板には、必要に応じて点字による表示を行うこと。</u></p> <p>(3) 略</p>
14	略
15	<p>敷地内の通路</p> <p>多数の者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする</p>
16	<p>視覚障害者利用円滑化経路</p> <p>(1) <u>建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備（点字、音声その他の方法によ</u></p>

が利用するものに限り、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。)のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 主として自動車の駐車のために供する施設の場合

イ 13の項の(1)のイに該当する場合にあっては、道等から主たる利用居室等までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合

ウ 13の項の(1)のウに該当する場合にあっては、道等からウの出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合

エ 13の項の(1)のエに該当する場合にあっては、道等からエの通信設備までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合

(2) 略

ア 線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識

り視覚障害者を案内するものに限る。(2)において同じ。)を設ける場合においては、道等から当該案内設備までの経路(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限り、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。)のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

イ 建築物の内にある当該建築物等を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するもの

(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。

ア 線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものを

別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内においては、この限りでない。

イ 略

(ア) 車路と交差する部分に近接する部分

(イ) 略

(ウ) 通信設備を設ける場合にあつては、当該通信設備に近接する部分

ウ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、(ア)及び(イ)に掲げる部分は、それぞれ(ア)及び(イ)に定める視覚障害者の安全に配慮した構造とすること。

(ア) 敷地内の車路又は駐車施設(以下「車路等」という。)に近接する部分 次のいずれかに該当する方法により、当該敷地内の通路を通行する者と車が交錯するおそれのない構造とすること。

a 敷地内の通路と車路等の境界上に境界ブロック、植栽帯又は手すりその他これらに類する構造物を設置する方法(当該敷地内の通路から他の部分への経路として通過するため構造物を設置できない部分を除く。この場合においては、視覚障害者を安全に誘導するため、必要に応じ当該部分に点状ブロッ

いう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内においては、この限りでない。

イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(ア) 車路に近接する部分

(イ) 略

	<p>クを敷設すること。)</p> <p><u>b 敷地内の通路を、車路等の部分と仕上げの材料により区別する方法</u></p> <p><u>c a又はbに掲げる方法に類する方法で視覚障害者が安全に通行できるものとして知事が認めるもの</u></p> <p><u>(イ) (ア)以外の部分 必要に応じ、(ア)のaからcまでのいずれかに掲げる方法とすること。</u></p> <p><u>エ (1)の案内設備には、移動等円滑化の措置がとられた利用施設又は利用居室等の配置を13の項の(4)に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、点字触知板、音声による案内その他の当該利用施設又は利用居室等の配置を視覚障害者に示すための設備を当該案内設備の付近に別に設置した場合を除く。</u></p> <p><u>オ 視覚障害者利用円滑化経路又はその付近に通信設備を設置する場合にあっては、エの案内設備に当該通信設備の位置を、当該通信設備の付近において当該通信設備の位置及び当該通信設備がある旨を、13の項の(4)に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備をそれぞれ設けること。</u></p>		
17 授乳場所	<p>集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場並びに体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満</p>	17 授乳場所	<p>集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの</p>

	<p>のものを除く。)においては、円滑に授乳及びおむつ替えができる次に掲げる設備を有する場所を設けるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
18 券売機	<p>略</p> <p>(1) 金銭投入口及び操作ボタン<u>その他の操作部分</u>は、高さ等について、車いす使用者の利用に配慮したものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 13の項の(4)に掲げる方法により<u>金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分並びに操作方法を視覚障害者に示すための設備</u>を設けること。</p> <p>(3) 略</p>

## 2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～12 略	
13 案内板等	<p>(1) 案内板及び標示板は、1の表の13の項の(3)及び(4)に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、1の表の13の項の(5)に定める基準に適合するものとする。</p>

## 4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～5 略	
6 案内板等	案内板及び標示板は、1の表の13の項の(3)及び(4)に定める基準に適合するものとする。

	<p>を除く。)においては、円滑に授乳及びおむつ替えができる次に掲げる設備を有する場所を設けるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
18 券売機	<p>券売機を設ける場合(2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物内に設けるものに限る。)においては、次の基準に適合する券売機を1以上設けること。</p> <p>(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、高さ等について、車いす使用者の利用に配慮したものとする。</p> <p>(2) <u>点字による表示を行うこと。</u></p> <p>(3) 略</p>

## 2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～12 略	
13 案内板等	<p>(1) 案内板及び標示板は、1の表の13の項の(1)及び(2)に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、1の表の13の項の(3)に定める基準に適合するものとする。</p>

## 4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～5 略	
6 案内板等	案内板及び標示板は、1の表の13の項の(1)及び(2)に定める基準に適合するものとする。

第2号様式（その1）を次のように改める。

第2号様式（その1） 削除

第9号様式（その1）を次のように改める。

第9号様式（その1） 削除

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。